

# 第119回 日本精神神経学会

## 統合失調症事例の精神鑑定 —未治療のケース—

岡山市こころの健康センター  
太田順一郎

※発表に関連し、開示すべきCOI  
関係にある企業などはありません。

- A氏。30代。男性。
- 母親は精神科病院長期入院中。父親は本人が9歳のときに轢死。
- 父親の死後は父方祖父母及び叔母に養育される。
- 大学に進むが、アルバイトに精を出して講義には真面目に出ず、4回生で退学。
- その後職を転々。25歳頃からは派遣社員として各地で工場勤務をしていた。
- その日暮らした生活態度であり就労態度。周囲にも似たような人が多かった。
- 生活費に困って万引きを繰り返していた時期もあり、31歳～36歳の間に万引きで3回逮捕、起訴されており、このうち2回は実刑判決。結局全て懲役となっている。

- 精神科受診歴、治療歴はなし。
- 覚醒剤、有機溶剤、危険ドラッグなどの違法薬物の使用歴はなし。処方薬、市販薬の乱用・依存の経験もなし。
- 習慣飲酒者であり、18歳の頃から毎日ビールを500～1,000ml飲用している。
- 喫煙の習慣もあり、成人以降毎日20本程度喫煙。
- 本人によると「先のことをあまり考えない」性格で、「ちゃんとするべきことをやってないから、あまり自分のことを言えない」とのこと。

### 事件の概要

- X年4月5日、B市にやって来て数日滞在。
- 4月11日朝、B市内の労働基準監督署を訪れ、C市にあるかつての勤務先工場で起きた苦しい経験を訴えた。
- B市の労基署では相手にして貰えず、C市の労基署の電話番号を覚えてくれた。C市の労基署に電話を入れて、同様の訴えを繰り返すが、すぐに切れてしまった。
- その後かなり長い距離を歩いた後、コンビニに入り、店内を一周した後、奥にあるレジカウンターに置かれてあった煙草を手に取り、そのまま煙草を持って店外に出た。
- 女性店員に知らされた店長が追いかけて来て店内に連れ戻された。そのときAは煙草を開封して、駐車場でタバコを吸っていた。

### 公訴事実

- 被告人は、X-8年5月8日D地方裁判所において窃盗罪により懲役10月、3年間執行猶予（X-7年8月8日執行猶予取消確定）に、X-7年7月16日E簡易裁判所において窃盗罪により懲役8月に、X-3年9月6日F地方裁判所G支部において窃盗罪により懲役1年に各処せられ、いずれもその頃前記各刑の執行を受けたものであるが、更に常習として、X年4月11日午後2時39分頃、B市某所某コンビニエンスストアにおいて、同店経営者所有のたばこ1箱（販売価格420円）を窃取したものである。

罪状は常習窃盗

## 面接時の状態

- ・約2か月の間に計8回の面接。
- ・鑑定期間を通じて意識レベルは清明で、疎通性も悪くない。やや冗長なところと、ときに一方的に喋り続けるところはあったが、指摘すれば修正可能。
- ・過去約2年の間に、幻聴、身体的非影響体験（体感幻覚/セネストパチー様）、妄想的思考、妄想伝播、作為体験などの症状を経験したことを語り、一方で「今は聞こえない」と述べるが、面接中も何かに聞き入っているような様子が認められた。
- ・不安、緊張感は強いが、抑うつ気分などは認めない。
- ・食事・睡眠などの基本的な生活リズムは概ね良好。

## 事件直前の状態 1.

- ・X年4月5日、Aは隣県のH市から事件地となるB市に着いた。H市で「生活保護は出せないから他の都市に行ってくれ」と生活保護担当者に言われてのことである。
- ・B市に仕事を探してやってきたAではあったが、ニシムラさんの「お前はもう死亡リストに載ってるんやから、仕事なんかできへん」などという声のため、もう仕事なんか無理や、と云った自棄的な気持ちにもなっていた。
- ・B駅に着いたAは、市役所に向かい、生活保護の相談をしようとした。しかし、市役所で保護観察所に行くよう言われて保護観察所へ。保護観察所ではNPOが運営する自立準備ホームを紹介され、更生援助金3,000円を支給されてその日は駅前の漫画喫茶に泊まった。

## 事件直前の状態 2.

- ・翌4月6日の朝、保護観察所で保護司に会い、自立準備ホームに連れて行って貰い、そのまま入居することになった。
- ・その日は、買い物に行ったり、他のメンバーと顔合わせをしたり。しかし、ニシムラさんの「ここはこういうところやからな」「お前も死ぬんやからな」などの声のために不安定な精神状態が続いていた。
- ・自分以外のメンバーもニシムラさんに影響されて喋らされているように思われた。自分が相手と目を合わすと、ニシムラさんがその人に影響を与え、その人を支配できるようにも思えた。
- ・入所3日目の4月8日ラジオを聞いていると、ラジオの国会中継がAに対して「労基署に行け」と言っていた

## 事件直前の状態 3.

- ・その日の夜はニシムラさんにすごく寒い状態にされたり、こめかみの血管を締められたり、「火をつけるぞ」など脅されたり、ずーっとニシムラさんと話している状態で、結局その日の深夜、夜中の2時頃に荷物をまとめて自立準備ホームを出た。
- ・4月9日、10日の2日間はB市内を歩き回った。図書館、裁判所、古書店、ドラッグストア、などに行き、ときには数時間滞在し、とくに派出所は2日とも訪れて巡査に話を聞いて貰っている。2日ともにB駅前の喫煙所で野宿している。
- ・この間、壊れていたポストンバッグのチェックが「突然直る」という経験をして、ニシムラさんの存在とその力をますます確信している。

## 事件当日 1.

- ・Aは激しい幻聴・妄想の中で、C市の会社の寮で起きたことを労働基準監督署に訴えなければ、という思いに取り憑かれるようになっていた。このため土日が明けて月曜日となった4月11日朝、まずB駅の近くにある民間労働基準センターを訪れた。その次に労働基準監督署を訪れ、そこでC市で起きた苦しい経験を語った。
- ・しかし担当者からは、「こっちらから連絡することはできないので」「前例とか、こちらでは動きようのないことですから」と言われ、その代わりにC市の労働基準監督署の電話番号を教えて貰った。
- ・その後かなり長い距離を歩き、公衆電話を見つけてC市の労働基準監督署に電話をしたのだが、テレカはすぐに切れてしまい、追加したコインもすぐになくなった。その後再び歩き続けて、本件犯行の現場となるコンビニエンスストアに辿りついた。

## 事件当日 2.

- ・コンビニエンスストアに地図を見ようと思って入り、入ってまず店内を一周した。
- ・奥にあるレジのところを通ったときに、「これはお前のために用意させたんや」というニシムラさんの声が聞こえた。Aはその声に従って、レジカウンターに置かれてあった煙草に手を伸ばしたが、女性店員と目が合ったときに、すでにその女性店員の承諾を得ていることが分かり、すでにニシムラさんが「用意をさせてる」ので、後から雑損扱いしてくれるということが分かった。
- ・すでに女性店員の承諾を得ていると思っていたので、そのまま煙草を手にして店から出た。するとその女性店員に知らされた店長が店外まで追ってきて、店内に連れ戻された。そのときAは、すでに煙草を開封してその場で喫っていた。

### 発症当時 1.

- 精神的変調が顕在化したのは、X-2年にC市の工場派遣の会社で働いていた頃であった。同年の12月10日頃、寮の部屋の両隣の部屋から突然声が聞こえてくるようになり、同時に誰かに監視されているような感じになってきた。
- 当時両隣の部屋は空き部屋であったが、12月のある晩、その両隣の部屋から声が聞こえ始めて、「こいつ寝えへんな」などAの一拳一投足を揶揄するような話が聞こえてきた。同時に、その両側からの声に対して命令するような声も聞こえ始め、以降その声がAの行動に大きな影響を与えるようになる。

### 発症当時 2.

- その声は「ニシムラさん」という人の声であった。ニシムラさんの声はAに話しかけるだけでなく、「電磁波を掛けてAの目をグルグルグルグル回す」といったことまでするため、Aは非常に苦しくなった。
- その夜はそのままその部屋に居てはいけないと思い、寒いのを我慢して寮を出た。翌朝Aは会社の寮に戻ったが、その後も「労基署に行ったら殺す」「自分はロボットや」「心で反芻することを止める」「お前は人をけなせへんから、会話を終わらせられない」などさまざまな幻聴（ニシムラさんの声）に苛まれ続ける苦しい状態であり、なんとか「電磁波の声を消そう」と考えて、まずI県に行こうと考えた。

### 発症当時 3.

- しかし、都会であるI県にはいろいろな電波が飛んでいるだろうと考えて、まずは土地勘のあるJ県に向かった。しかしJ県に居てもニシムラさんの声は消えないため、そのまま西に向かい、K県まで行った。
- K県まで行ってもニシムラさんの声が消えなかったため、「これはどこまで行っても聞こえるわ」と考えて、H市まで戻って来た。H市に戻ったAは、幻聴に大きく影響されたままの状態、X-2年12月28日H市のカラオケ店で無銭飲食をして逮捕され、そのまま服役することになった。

### 服役中

- 無銭飲食で逮捕されたAは、留置場にいた間はまだ幻覚・妄想の激しい状態であったが、刑務所に収監されて服役生活を続けているうちに、次第にニシムラさんの声が聞こえなくなった。
- このためX年2月に出所するまでの約1年間、幻聴・妄想の影響をさほど受けることなく刑務所の生活を送ることができていたと言う。

### 出所後

- X年2月15日に刑務所を出所した後、まずH市の更生保護施設に入り、そこからの紹介ですぐに仕事に就いた。以降2月、3月の間は特に目立った精神医学的症候を示すことなく経過している。
- 2週間、1週間、と短期の土木・建設の仕事に就き、F県の更生保護施設に移って出所後3か所目の現場で働いていたが、X年3月末、急速に幻聴、妄想、自我漏洩体験、作為体験などが増悪し、それらの症状に圧倒された状態で、F県、D市、H市と流れてL市まで来たのだが、もう少し大きな街の方が仕事を見つけやすいのではないかと考えて、そのままB市にやって来た。4月5日のことであった。

### 鑑定事項

1. 被告人の本件犯行時における精神障害状態の有無、程度
2. 精神障害が本件犯行に与えた影響の有無、程度
3. 被告人に今後必要とされる処遇、支援の内容

## 鑑定主文

1. 被告人は、おそらくX-2年の末頃から統合失調症に罹患しており、本件犯行時には統合失調症による幻覚妄想状態にあった。
2. 本件犯行は、被告人被疑者の罹患している統合失調症の症状に大きく影響されたものである。
3. 被告人に対しては、できるだけ速やかに精神科的治療を導入する必要がある。具体的には抗精神病薬を中心とした薬物療法と、疾病教育、心理教育を中心とした心理療法の施行が必要である。また、治療を実施して行くための基礎として、濃厚な生活支援も必要と思われる。尚、精神科治療の実施に当たって、入院治療を選ぶか通院治療を選ぶかについては、いずれの選択もありうる。ただし通院治療を選択する場合は、アウトリーチ支援や先に述べた生活支援を含む、重層的なチーム医療が必要となるだろう。

## この症例に関して

- 診断は妄想型統合失調症。鑑別としては、薬剤性精神障害やOBSを挙げることになる。
- 初発で未治療。発症後約1年4か月での事件。鑑定時に診断に関して大きく迷うことはなかった。
- 統合失調症の事件に関する影響についても、本人の叙述を素直に迎れば、その影響の大きさは明らかであると思われた。
- ただし、Aのそれまでの生活歴、前科などを考えると、疾患が影響しなくても十分に起しうる犯罪であり、とくに警察や検察がそのような捉え方をしていた可能性はあった。

ご清聴ありがとうございました